

山口県立大学看護学科・別科助産専攻校友会「桜看会」規約

(名称)

第1条 本会は、山口県立大学看護学科・別科助産専攻校友会「桜看会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦・交流を図るとともに、看護学科、別科助産専攻、ひいては山口県立大学の発展に寄与することを目的とする。また、諸事業を通じ、会員と社会とのネットワークを構築し、看護学科・別科助産専攻の十全なる社会的貢献を支援することとする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・親睦をはかるための講演会、講座、その他の文化的活動と親睦会の開催
- (2) 会員相互の連絡および広報活動
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業で、常任幹事会が適当と認めた事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の各号のいずれかを満たすものとする者のうち、会費を納入した者とする。

- (1) 山口県立大学看護学部看護学科または山口県立大学看護栄養学部看護学科（以下、「看護学科」という。）を卒業した者ならびに別科助産専攻を修了した者
 - (2) 看護学科および別科助産専攻に所属する教職員または教職員であった者
 - (3) 看護学科および別科助産専攻に在籍する者
 - (4) その他、常任幹事会が正会員資格を授与することが適当であると認めた者
- 2 会員が本会の目的を妨げる行為を行った場合、常任幹事会の承認のうえ、会長はこれを除名することができる。

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 数名
- (5) 会計監査委 2名

(役員を選出および任期)

第6条 役員は次の方法で選出する。

- (1) 会長は、看護栄養学部学部長、または看護学科長が任命する。
- (2) 副会長は、別科助産専攻別科長、または別科助産専攻から選任された教員が任命する。
- (3) 常任幹事は、会長が任命する。
- (4) 幹事は、在校生、卒業生から常任幹事会において選任された者が任命する。
- (5) 会計監査委員は、常任幹事会において選任された者が任命する。

2 第1項の役員の任期は、2年とする。

また、欠員が生じたときの公認の役員は、前任者の任期の残存期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任幹事は、会長、副会長を補佐し、事業の企画、会務の執行を行う。
- (4) 幹事は、会員への連絡調整、事業企画の補助等を行う。
- (5) 会計監査委員は、本会の会計を監査し、その適否を総会に報告する。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回開催することを原則とする。

- (1) 総会の開催は、常任幹事会が決定する。
- (2) 総会は、事業方針の承認、会計書類の承認、その他重要事項を決定する。
- (3) 総会、理事会および幹事会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決め、可否同数の場合は、議長の決定に従うものとする。
- (4) 総会の議長は、副会長とする。

(常任幹事会)

第9条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事をもって構成し、会長がこれを招集する。

- 2 常任幹事会は、会長が提案する事項の審議、会務の執行をする。
- 3 常任幹事会は、本会の事業運営にともなう取引について責任を持ち、適正にこれを執行する。

(会計)

第10条 本会の収入は、会費、寄付金、その他の収入からなるものとする。

- 2 本会の会費は、終身会費 5,000円とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月末日までとする。

(所在地)

第11条 本会の所在地及び事務局は看護学科（山口市桜島6丁目2-1）におく。

- 2 本会の事業運営を円滑に遂行するため、会長の承認を得て、若干名の事務局員を雇用することができるものとする。

(解散等)

第12条 本会が、会則を変更し、あるいは解散しようとするときは、常任幹事会が定める方法により手続きをし、残余財産等の処分を行なう。

(規約の改廃)

第13条 本規約の改廃は、常任幹事会の議を経て総会において行う。

(開会)

第14条 本会は2016年10月29日より開会する。

附則

本規約は、2016年10月29日より実施する。

附則

本規約は、2018年10月27日より改正実施する。